

生徒指導規定

兵庫県立篠山鳳鳴高等学校

第1章 服装・身だしなみ

第1条 男子生徒の服装は以下のとおりとする。

- (1) ブレザー、スラックス、カッターシャツ、ポロシャツ、セーターは本校指定のものとする。ブレザーおよびセーター着用の際は必ず本校指定のネクタイを着用する。カッターシャツの裾はズボンに入れる。尚、下に着用するシャツの色は単色の白・黒・紺・灰色とし、大きなロゴやプリントが付いていないこと。また、タートルネック等カッターシャツからはみ出さないもの。
- (2) ベルトは黒・茶・白色とする。但し、華美な装飾は認めない。

第2条 女子生徒の服装は以下のとおりとする

- (1) ブレザー、スカート、スラックス、ブラウス、ポロシャツ、セーターは本校指定のものとする。ブレザーおよびセーター着用の際は必ず本校指定のリボンを着用する。なお、スカート丈は膝頭上部の線を基準とする。尚、下に着用するシャツの色は単色の白・黒・紺・灰色とし、大きなロゴやプリントが付いていないこと。
- (2) ストッキングは無地のベージュまたは黒色とする。

第3条 身だしなみについては以下のとおりとする。

- (1) ソックスは白・黒・紺・灰色を基調とし、華美なものは禁止する。
- (2) 通学の履物は短靴とし、運動靴または黒、茶色の革靴とする。尚、スリッパ・サンダルでの通学は禁止する。
- (3) 冬季、通学途上の防寒衣は学校指定のウインドブレーカー、または、高校生としてふさわしいものとする。
- (4) パーマ、ドライヤーその他による頭髪の変形・変色を禁止する。
- (5) マニキュア、色つきリップクリーム等の化粧品及びピアス等の装身具の使用を禁止する。

第4条 冬服の際はブレザーの襟に学年章をつける。

第5条 通学の鞆は、教科書・ノートが十分に入る大きさ、かつ高校生にふさわしい色・デザインで、通学時の安全に留意したものを使用すること。

第6条 前記各項に規定する以外の服装等を着用する場合は、生徒指導部の許可を得なければならない。

第2章 校内生活

第1条 始業より終業までは、原則として校外へ出てはならない。

やむを得ない事情で校外へ出る場合は、担任に届け出て許可証を受け取ること。

第2条 放課後は定められた下校時刻を守ること。

第3条 校舎内では学校指定の上履きを履くこと。

第4条 校内での携帯電話・スマートフォンの使用は禁止する。校内では電源を切り、カバンに入れておくこと。

第5条 校内の掲示物及び配布物は生徒指導部の許可を受けること。

第3章 自転車通学について

第1条 自転車通学を希望するものは、許可（ステッカー）を受けること。

第2条 道路交通法を守り安全に留意して登下校すること。

第3条 変形ハンドルは禁止する。

第4条 雨天時は雨合羽を着用すること。

第5条 校内では所定の自転車置き場に駐輪すること。

第4章 アルバイトについて

第1条 無断アルバイトは禁止する。

第2条 アルバイトを希望する場合は、家庭でよく話し合い、保護者の同意を得た上で、学校に届け出て許可を得ること。

第5章 運転免許取得について

第1条 運転免許証の取得については、「三ない運動」に沿った指導を行う。

(三ない運動： 乗らない 取らない 買わない)

第2条 3年生については、丹有生徒指導協議会の申し合わせ事項に従い許可をする。

就職内定者は10月1日以降、卒業見込の者は2月1日以降、以上の者は学校長の許可を得て入所すること。

第6章 選挙活動について

第1条 学校の構内においては選挙活動や政治的活動は禁止する。

下校時刻について

	下校時刻	完全下校時刻
夏季 4月～2学期中間考査終了前日		
3学期末考査終了日～3月末日	17時30分	18時30分
冬季 2学期中間考査終了日～		
3学期末考査終了前日	17時00分	18時00分
定期考査期間中（最終日を除く）		15時00分

本規定は平成29年4月1日より実施する。

令和4年4月1日一部変更